

個人情報ファイル簿

①個人情報ファイルの名称	戸籍システム	
②実施機関の名称	村長	
③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍年金係	
④個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿の記録及び管理を行うため	
⑤記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3名、4父母氏名及びその続柄、5養父母及びその続柄、6夫妻の別、7生年月日、8出生事項、9婚姻等その他戸籍記載事項、10犯歴	
⑥記録範囲	真狩村に本籍を有する者及び有していた者	
⑦記録情報の収集方法	届出／その他(他町村からの通知)	
⑧要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
⑨記録情報の経常的提供先	国又は他の地方公共団体	
⑩開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 真狩村総務課	
	(所在地) 〒048-1631 真狩村字真狩118番地	
⑪訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	記録項目すべてにおいて戸籍法(昭和22年法律第224号)第5章に基づき訂正申請ができる又はしなくてはならない。	
⑫⑬個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	
⑭行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
⑮行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑯行政機関等匿名加工情報の概要	—	
⑰作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑱作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
⑲記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている時はその旨	—	